

令和2年度補正予算

小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応型

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策に取り組む小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の一部を補助します。

補助
上限額 **100**万円

補助率 **2/3**もしくは**3/4**
補助対象事業 **A** **B・C**
※下記参照

クラスター対策が特に必要と考えられる業種は50万円の上乗せが可能
(屋内運動施設・バー・カラオケ・ライブハウス・接待を伴う飲食店等)

持続化補助金を活用し地道な販路開拓に取り組む事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組に対し、経費の一部(上限50万円)を補助します。詳しくは裏面を参照

第5回受付締切 **12月10日(木)** 郵送：必着

※【コロナ特別対応型】は第5回受付締切が最終受付となります

対象者 **小規模事業者**

(小規模事業者の定義)

商業・サービス業	通常使用する従業員数	5名以下
宿泊業・娯楽業	〃	20名以下
製造業その他	〃	20名以下

補助対象事業

補助対象経費の1/6以上が以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への商品・製品供給、サービスの提供を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

C：テレワーク環境の整備

従業員等がテレワークを実践できるような環境を整備すること

※今回の公募において、特例として、2020年2月18日まで遡って補助対象経費とすることができます。

熊本県商工会連合会

<http://kumashoko.or.jp>

表面

問い合わせ先

小規模事業者持続化補助金

事業再開枠

持続化補助金を活用し地道な販路開拓に取り組む事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組に対し、経費の一部を補助します。

補助上限額 **50**万円 補助率 **定額補助**

※本体事業（表面）で取り組む事業の補助金額が50万未満の場合、その金額が上限となります。

クラスター対策が特に必要と考えられる業種は50万円の上乗せが可能
(屋内運動施設・バー・カラオケ・ライブハウス・接待を伴う飲食店等)

※本体事業・事業再開枠合わせて上限50万円となります。

補助対象事業

自らの事業が該当する業種別ガイドライン※に基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組であること。

※1：「業種別ガイドライン」とは、業種（業界）ごとに、感染拡大予防を行うために策定したガイドラインのこと。

(参考URL)

こちらから確認

<https://corona.go.jp/> いただけます



<取組事例>

【事業再開枠：感染防止対策】の取組事例イメージ】

- 消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入
- マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入
- 清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入
- アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入、施工
- 換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工
- クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キースシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入
- ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）

注）業種別ガイドラインに明記されているものもしくは公募要領に明記のある経費のみが対象となります。